

福岡県公報

令和5年8月15日
第 422 号

目 次

告 示 (第533号 - 第540号)

○土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定	(環境保全課)	1
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○解除予定保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
公 告		
○土地改良区の設立認可申請の適否決定	(農村森林整備課)	4
○第44期福岡県労働委員会の委員候補者の推薦	(労働政策課)	4
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(監視指導課)	5
○落札者等の公示	(教育庁施設課)	6
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	6
○一般競争入札の実施	(議会事務局議事課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	12
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	13
○国土調査法に基づく地籍調査事業計画の一部変更	(農山漁村振興課)	16
○土地地区画整理組合の設立の認可 (法第14条第1項)	(都市計画課)	17

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	17
○林業種苗法に基づく生産事業者の登録事項の変更の届出 (林業振興課)		17
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	18

公安委員会

○警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活保安課)	18
○警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活保安課)	20
○運転免許取得者等教育の認定	(警察本部運転免許試験課)	22
○運転免許取得者等検査の認定	(警察本部運転免許試験課)	23

海区漁業調整委員会

○じょれん及びふるいの目合いの制限	(漁業管理課)	23
○雑魚柵網の身網の設置場所	(漁業管理課)	23

再 掲

○令和5年度障がい者を対象とする福岡県職員採用選考試験の実施	(人事委員会事務局任用課)	28
--------------------------------	---------------	----

告 示

福岡県告示第533号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和5年8月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定する要措置区域
嘉麻市大隈町字町床414番1の一部
- 2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置

当該土地において地下水の水質の測定を行うこと（規則別表第6の1の項の中欄）

福岡県告示第534号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和5年8月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊前市大字川内2479、2506の12、2531の3、2532、2717の4、2769の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第535号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年8月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林の所在場所

福岡市東区大字弘字七浦1098の17（次の図に示す部分に限る。）、字長谷1197から1200まで、1203、1193の2・1193の3・1193の7・1195・1201・1202・1206・1207・1228の11（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字七浦1098の17、字長谷1193の2、1193の3、1193の7、1195、1201、1202、1206、1207、1228の11、1197から1200まで・1203（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第536号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年8月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林の所在場所
豊前市大字川内418の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第537号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和5年8月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 (1) 解除予定保安林の所在場所

糸島市志摩野北字西野1497の142（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

2 (1) 解除予定保安林の所在場所

糸島市志摩野北字西野1497の142（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第538号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年8月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	国道	322号	前	田川郡香春町大字採銅所3961番3先から 田川郡香春町大字採銅所4031番9先まで	10.6 ～ 27.0	460.3
			後	田川郡香春町大字採銅所3957番2先から 田川郡香春町大字採銅所4031番9先まで	10.6 ～ 27.0	580.0

福岡県告示第539号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年8月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年8月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間

田 川	322号	田川郡香春町大字採銅所3957番2先から 田川郡香春町大字採銅所4031番9先まで
-----	------	----------------------------------------------

福岡県告示第540号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和5年8月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那 珂 県 道	福 岡 筑紫野	線	前	春日市岡本一丁目102番先から 春日市岡本一丁目101番先まで	31.8 ～ 32.8	3.1
			後	春日市岡本一丁目102番先から 春日市岡本一丁目101番先まで	20.3 ～ 21.9	

公 告**公告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の設立の認可申請を令和5年7月31日付けで適当であると決定したので、同条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和5年8月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
三毛門北部土地改良区	土地改良事業計画書及び 定款の写し	令和5年8月15日から 令和5年9月12日まで	豊前市役所 農林水産課

公告

第43期福岡県労働委員会の委員の任期満了に伴い、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、労働組合及び使用者団体に対しそれぞれ次に定めるところにより次期委員の候補者の推薦を求める。

令和5年8月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 推薦資格を有する労働組合及び使用者団体

(1) 労働者委員候補者の推薦資格を有する労働組合は、福岡県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合であること。

(2) 使用者委員候補者の推薦資格を有する使用者団体は、福岡県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主な目的であるか、又は業務の主な部分を占めている使用者団体であること。

2 被推薦者の資格

労働組合法第19条の4第1項に規定する欠格条項に該当しない者であること。

3 提出書類**(1) 労働組合の場合**

ア 推薦書 2部

イ 労働者委員候補者調書 2部

ウ 労働組合資格証明書 2部

エ 福岡県労働委員会委員に就任することについての被推薦者の内諾書 2部

(2) 使用者団体の場合

ア 推薦書 2部

イ 使用者委員候補者調書 2部

ウ 当該団体の規約、定款又は寄附行為の写し 2部

エ 福岡県労働委員会委員に就任することについての被推薦者の内諾書 2部

4 推薦期間

(1) 令和5年8月15日（火）から同年10月5日（木）まで

(2) 推薦書類を持参する場合は、期間中の県の休日（福岡県の休日を定める条例（平

成元年福岡県条例第23号)第1条に規定する休日(をいう。)を除く毎日午前9時00分から午後5時00分までに提出すること。郵送する場合は、期間内必着のこと。

5 推薦書類の提出先

福岡県福祉労働部労働局労働政策課(〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「労働政策課」という。)へ提出すること。

6 その他

推薦についての問合せは、労働政策課に行うこと。

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第19条の5第1項の規定に基づき、行政処分(措置命令)を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例(平成14年福岡県条例第80号)第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和5年8月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 被命令者(1法人2個人)

- (1) 有限会社エコテック 取締役 高山 陽美
- (2) 高山 和仁
- (3) 高山 陽美

2 措置命令の内容

(1) 命令A

有限会社エコテック(嘉麻市下山田135番地の16)の敷地内(嘉麻市大隈字百谷11番25、11番28及び11番115並びに11番29の一部。以下同じ。)の産業廃棄物のうち、別添図面における区画Aの産業廃棄物を全量撤去し、適正に処理すること。

(2) 命令B

有限会社エコテックの敷地内の産業廃棄物のうち、別添図面における区画Bの産業廃棄物を全量撤去し、適正に処理すること。

なお、区画B中のダイオキシン類の分析未実施区画については、事前に分析を行うこと。

(「別添図面」は省略し、その図面を福岡県環境部監視指導課に備え置いて縦覧に供する。)

3 措置命令書交付日

令和5年7月20日及び21日

4 履行期限等

(1) 命令Aについて

ア 着手期限

令和5年9月30日

イ 履行期限

令和5年11月30日

(2) 命令Bについて

ア 着手期限

令和5年11月30日

イ 最終履行期限

令和7年5月31日

ウ 中間履行期限

下表第1欄に掲げる各期日までに、下表第2欄に掲げる累積数量を撤去すること。

第1欄	令和6年 2月29日	令和6年 5月31日	令和6年 8月31日	令和6年 11月30日	令和7年 2月28日
第2欄	5,508t	11,016t	16,524t	22,032t	27,540t

(3) 措置計画書の提出

上記1の命令A及び命令Bに係る措置を講ずるに当たっては、措置計画書を提出し、命令A及び命令Bの各着手期限までに本職の確認を受けること。

なお、命令A及び命令Bの各着手期限までに、講ずべき措置に着手することができない場合は、その旨を書面にて提出すること。

また、命令A及び命令Bの各着手期限までに措置計画書の提出がない場合は、本措置命令を履行する意思がなく、措置命令を履行する見込みがないものと判断することを申し添える。

5 処分の理由

- (1) 有限会社エコテックは、同社の敷地内において法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の保管を行い、現在も当該行為を継続している。
- (2) このため、当該産業廃棄物の飛散・流出、火災発生、水質汚濁及び崩落による生活環境保全上の支障が生ずるおそれがあると認められる。
- (3) したがって、法第19条の5第1項に規定する措置命令の要件に該当する。
- 1(2)の者については、業務を執行する取締役であったこと、(3)の者については、取締役の地位にあり、また政令使用人の地位を有していたことから、法第19条の5第1項第1号に該当する者として、措置を講ずべきことを命ずるものである。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和5年8月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 落札に係る物品等の名称及び数量
教職員用パソコン賃貸借 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県教育庁教育総務部施設課
 - 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 落札者を決定した日
令和5年7月24日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏名
株式会社J E C C
 - 住所
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

- 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

50,542,800円

- 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 入札公告日

令和5年6月13日

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和5年8月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 調達をする物品等又は特定役務の種類
福岡県議会タブレット端末の賃貸借及び通信サービス等利用に関する業務
- 競争入札参加者の資格
 - 競争入札に参加することができない者
 - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
 - 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
 - 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者
 - 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
 - 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

- オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）
- カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

- オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- キ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
- ツ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)
申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和5年9月4日（月曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和6年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借等契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年8月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

福岡県議会タブレット端末の賃貸借及び通信サービス等利用に関する業務契約

(2) 契約内容及び仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和9年11月30日まで

(4) 賃貸借期間

令和5年12月1日から令和9年11月30日まで

(5) 納入期限

令和5年11月30日

(6) 納入場所

入札説明書及び仕様書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年4月福岡県告示第371号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所及び入手方法並びに申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和5年9月25日（月曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

(2) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
05	02	機械器具（電気通信機器）	A A
13	08	サービス業種その他（リース・レンタル）	A A
13	11	サービス業種その他（その他）	A A

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）。

(4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管

達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者

5 当該賃貸借等契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県議会事務局議事課企画係(福岡県議会棟1階)

〒812-8574 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3879

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 契約書作成の要否

要

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札説明書の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

この公告の日から令和5年8月31日(木曜日)までの県の休日(福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日をいう。以下同じ。)を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで(午前12時00分から午後1時00分までを除く。)

(2) 交付場所

5の部局とする。

また、福岡県議会ホームページ(<https://www.gikai.pref.fukuoka.lg.jp/>)からダウンロードすることにより入手することができる。

10 入札参加申請書の提出

入札に参加しようとする者は、以下の方法により、「入札参加申請書」を提出しなければならない。

(1) 提出期限

令和5年9月13日(水曜日)午後5時00分

(2) 提出部局

5の部局とする。

(3) 提出方法

持参(県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで(午前12時00分から午後1時00分までを除く。)の時間で受け付ける。)又は郵送(書留郵便に限る。提出期限までに必着すること。)

(4) その他

ア 入札参加申請をしない者は、本件入札に参加することはできない。

イ 本件入札において提出された資料等は返却しない。

ウ 入札参加申請後に入札参加を辞退する場合は「入札辞退届」を5の部局に提出すること。

11 入札書の提出期限等

(1) 提出期限

令和5年9月25日(月曜日)午後5時00分

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

入札に参加する者は、持参(県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで(午前12時00分から午後1時00分までを除く。)の時間で受け付ける。)又は郵送(書留郵便に限る。提出期限までに必着すること。)により、入札書を次のとおり提出しなければならない。電子メール、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

ア 持参により提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「9月26日開封<福岡県議会タブレット端末の賃貸借及び通信サービス等利用に関する業務>に係る入札書在中」と朱書きすること。

イ 郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には持参により提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮にも、「9月26日開封<福岡県議会タブレット端末の賃貸借及び通信サービス等利用に関する業務>に係る入札書在中」と朱書きすること。

(4) 注意事項

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。このため、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

イ 入札書の記名は、本県に登録している代表者本人（以下「入札者」という。）の名前を記載すること。

なお、入札手続を入札者以外の者が行う場合は、委任状を提出し、入札書の記名は当該委任状により委任を受けた代理人（以下「代理人」という。）の氏名を記載すること。

ウ 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ 入札者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

オ 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止する場合がある。

12 開札の日時、場所等

(1) 日時

令和5年9月26日（火曜日）午前10時00分

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県議会棟2階 第4議会会議室

(3) 開札に立ち会うことを認められる者

開札は、入札者又はその代理人の立ち会いの下に行う。この場合、入札者又はその代理人は名刺を持参すること。なお、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

(4) 落札者がいない場合

開札の結果、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、別に定める日時に再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつて、その全ての同意が得られれば、その場で再度入札を行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約（契約希望金額を契約期間で除して得た平均額の12か月分の金額の2割超に相当する金額）を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約（契約しようとするもののうち、最も契約金額が高い年度における金額の2割超に相当する金額）を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、12の(4)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 予定価格の事前公表

無

17 その他

- (1) 落札者決定後、契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を契約締結時まで提出すること。なお、契約書作成に要する一切の費用は落札者の負担とする。
- (2) 落札者が課税事業者である場合は、契約書に契約金額に併せて取引に係る消費税及び地方消費税の額を明示する必要があるため、契約締結時まで課税（免税）事業者届出書を提出すること。
- (3) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (4) 政府調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手

続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

- (5) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (6) その他、詳細は入札説明書による。

18 Summary

- (1) The name of contract matter

The long-term lease of tablets and use of the mobile data communication service

The details are described by the manual of this tender.

- (2) Time Limit of Tender

5 : 00 P. M. on September 25, 2023

- (3) Contact Point for the Notice

Assembly Proceedings Division, Fukuoka Prefectural Assembly Secretariat,
Fukuoka Prefectural Office 7 - 7, Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka City, 812 -
8574, Japan.

TEL 092 - 643 - 3879

FAX 092 - 643 - 3825

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年8月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市大門字大門口45番3及び45番11から45番18まで

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市南区検原七丁目52番24号

株式会社幸栄住宅

代表取締役 白水 博

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和5年8月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

警察コミュニケーションシステム二重化用通信回線機器賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算

機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

キ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
- ツ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和5年9月4日（月曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和6年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年8月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達内容

(1) 調達案件名

警察コミュニケーションシステム二重化用通信回線機器賃貸借

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

令和6年3月1日から令和13年2月28日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年4月福岡県告示第371号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所及び入手方法並びに申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

- 4 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和5年9月25日 (月曜日) 現在において、次の条件をすべて満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA, A

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱 (平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達) に基づく指名停止 (以下「指名停止」という。) 期間中でない者

- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-641-4141 内線2244

- 6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

- 7 入札説明書の交付

令和5年8月15日 (火曜日) から令和5年9月14日 (木曜日) までの福岡県の休日を定める条例 (平成元年福岡県条例第23号) 第1条に規定する休日 (以下「県の休日

」という。) を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所

5の部局とする。

- (2) 提出期限

令和5年9月25日 (月曜日) 午後5時45分

- (3) 提出方法

持参 (ただし、県の休日には受領しない。) 又は郵便 (書留郵便に限る。提出期限内必着) で行う。

- 10 開札の場所及び日時

- (1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室 (地下1階北側)

- (2) 日時

令和5年9月27日 (水曜日) 午前10時00分

- (3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

- 11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度入札を行う。この場合において、再度入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

- 12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

見積金額 (消費税込みの金額) の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担

保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者

がした入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
A leasing contract for A lease contract for redundant communication devices that are used in a Police Communication System
- (2) Time Limit of Tender
5 : 45 P. M. September 25, 2023
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters

7 - 7, Higashi Koen, Hakata - ku, Fukuoka City 812 - 8576 Japan
Tel 092 - 641 - 4141 (Ext. 2244)

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、令和5年度における地籍調査事業計画の一部を次のとおり変更したので、同条第5項の規定により公示する。

令和5年8月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

変更前

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
北九州市	小倉南区 中吉田二丁目・三丁目・四丁目・五丁目、大字吉田、葛原一丁目、湯川三丁目・四丁目・五丁目、安部山、大字湯川、下吉田三丁目・四丁目の各一部 八幡西区 本城一丁目・二丁目・三丁目、本城東二丁目、力丸町、大字本城の各一部	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
福岡市	西区 愛宕三丁目・四丁目の各一部	〃
大牟田市	四山町の一部、高砂町、入船町、三川町二丁目・三丁目・四丁目、浪花町、早米来町一丁目・二丁目	〃
直方市	大字植木、大字下新入の各一部	〃
田川市	大字位登、大字夏吉の各一部	〃
柳川市	豊原、塩塚、六合	〃
大川市	酒見、大野島、幡保、郷原、北古賀の各一部、榎津、上巻	〃
行橋市	行事六丁目・七丁目の各一部	〃
小郡市	三沢の一部	〃
春日市	小倉、若葉台西、若葉台東、原町、春日の各一部、伯玄町	〃

古賀市	小山田の一部	〃
みやま市	高田町竹飯の一部	〃
糟屋郡新宮町	原上、三代、緑ヶ浜の各一部	〃
田川郡香春町	大字中津原の一部	〃
田川郡添田町	大字野田の一部	〃
田川郡大任町	今任原の一部	〃
田川郡赤村	大字赤の一部	〃

変更後

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
北九州市	小倉南区 中吉田二丁目・三丁目・四丁目・五丁目、大字吉田、葛原一丁目、湯川三丁目・四丁目・五丁目、安部山、大字湯川、下吉田三丁目・四丁目の各一部 八幡西区 本城一丁目・二丁目・三丁目、本城東二丁目、力丸町、大字本城の各一部	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
福岡市	西区 愛宕三丁目・四丁目の各一部	〃
大牟田市	四山町の一部、高砂町、入船町、三川町二丁目・三丁目・四丁目・五丁目、浪花町、早米来町一丁目・二丁目	〃
直方市	大字植木、大字下新入の各一部	〃
田川市	大字位登、大字夏吉の各一部	〃
柳川市	豊原、塩塚、六合	〃
大川市	酒見、大野島、幡保、郷原、北古賀の各一部、榎津、上巻	〃
行橋市	行事六丁目・七丁目の各一部	〃
小郡市	三沢の一部	〃
春日市	小倉、若葉台西、若葉台東、原町、春日の各一部、伯玄町	〃

古賀市	小山田の一部	〃
みやま市	高田町竹飯の一部	〃
糟屋郡新宮町	原上、三代、緑ヶ浜の各一部	〃
田川郡香春町	大字中津原の一部	〃
田川郡添田町	大字野田の一部	〃
田川郡大任町	今任原の一部	〃
田川郡赤村	大字赤の一部	〃

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第21条第3項の規定により次のように公告する。

令和 5 年 8 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 組合の名称
粕屋町大隈西土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
この公告の日から令和 8 年 12 月 31 日まで
- 3 施行地区
糟屋郡粕屋町大字大隈及び大字江辻の各一部
- 4 事務所の所在地
糟屋郡粕屋町大字大隈1229番地
- 5 設立認可の年月日
令和 5 年 8 月 1 日
- 6 事業年度
毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
- 7 公告の方法
事務所及び粕屋町役場の掲示場に掲示する。

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和 5 年 8 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 処分を受けた事業者
 - (1) 氏名
中道 豪
 - (2) 住所
福岡市西区生の松原二丁目 8 番 40 号
- 2 行政処分の内容
産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
- 3 処分の年月日
令和 5 年 7 月 28 日
- 4 処分の理由
事業者は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ニの規定に該当し、法第14条の3の2第1項第4号に該当するに至った。

公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定に基づき、次のように生産事業者から登録事項の変更の届出があったので、同法第16条第2項の規定により公告する。

令和 5 年 8 月 15 日

福岡県知事 服部 誠太郎

登録番号	氏 名	旧 生 産 事 業 内 容	新生産事業内容	変更年月日

福岡県第462号	田代耕一郎	苗木（幼苗の育成） 苗木（幼苗以外の苗木の育成）	種穂（採取） 種穂（精選） 苗木（幼苗の育成） 苗木（幼苗以外の苗木の育成）	R.5.7.6
----------	-------	-----------------------------	-------------------------------------------------	---------

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年8月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡新宮町美咲三丁目672番3及び673番8
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡粕屋町駕与丁二丁目7番21号
株式会社プランニングF
代表取締役 山中 雅光

公安委員会

福岡県公安委員会告示第181号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

令和5年8月15日

福岡県公安委員会

- 1 講習の区分
法第2条第1項第2号に係る警備業務
- 2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
令和5年10月13日（金） から同年10月20日（金） までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

- ※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

- (2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
令和5年10月18日（水） から同年10月20日（金） までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習については、午後1時00分から開始する。最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

- 3 受講定員

- (1) 新規取得講習
36名

- (2) 追加取得講習
10名

- 4 受講対象者

- (1) 新規取得講習
受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。
 - ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
 - イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係る

ものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)
の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)
に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交
付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事して
いる者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和
61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に
規定する当該警備業務に係る1級の検定(以下「旧1級検定」という。)に合格
した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定(以
下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後
、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格
者証等の交付を受けている者であって、4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 事前(電話)受付期間

ア 受付日

令和5年9月4日(月)及び同年9月5日(火)

イ 受付時間

午前9時00分から午後4時00分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第1号)1通

※ 同申込書には、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付す

ること。

(イ) 4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明す
る警備業者等が作成する書面(以下「警備業務従事証明書等」という。)及
び履歴書

b イに該当する者

合格証明書(1級)の写し

c ウに該当する者

合格証明書(2級)の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上
当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務
従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の
写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の
写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に
係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講し

なかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後4時00分までの間に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具を持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、福岡県警察のホームページ

からダウンロードすることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

福岡県公安委員会告示第182号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和5年8月15日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

- (1) 貴重品運搬警備業務1級
- (2) 施設警備業務1級

2 検定の実施日、時間及び場所

- (1) 貴重品運搬警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
令和5年12月1日（金）筆記試験 同年12月21日（木）実技試験	午前9時00分から午後0時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

- (2) 施設警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
令和5年12月1日（金）筆記試験 同年12月22日（金）実技試験	午前9時00分から午後0時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から各試験を開始する。

各試験が終了した時点をもって、各試験の終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

- (1) 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの
- (2) 都道府県公安委員会が(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 貴重品運搬警備業務1級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (エ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
- (オ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (イ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 施設警備業務1級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (エ) 施設警備業務の管理に関すること。
- (オ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (イ) 施設警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

ア 受付日

令和5年10月30日（月）及び同年10月31日（火）

イ 受付時間

午前9時00分から午後4時00分までの間

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日及びその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間

(3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

- (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）
- (イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名

及び撮影年月日を記入したもの)

(ウ) 1 級の受検資格を疎明する、以下のいずれかの書類

a 検定を受けようとする警備業務の種別の 2 級検定合格証明書の写し及び当該種別の合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）

b 検定規則第 8 条第 2 号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1 級検定受検資格認定書）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料

ア 貴重品運搬警備業務 1 級 16,000円

イ 施設警備業務 1 級 16,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず 7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（080（4059）9319）に電話して事前申込み（1 電話につき 1 名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間に、7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申

告するとともに、7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法（郵送等）による申込みは、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、7(2)の受検申請手続期間内（2 日間）に受検申請手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90 パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、実技試験終了後、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票及び筆記用具を必ず持参し、実技試験の際は、警笛（警笛は貴重品運搬警備業務 1 級受検者のみ）及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第 23 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 5 時 45 分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話 092（641）4141 内線 3173、3174）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第 1 号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき所については、福岡県庁のホームページで確認することができる。

福岡県公安委員会告示第 186 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 108 条の 32 の 2 第 1 項の規定に基づき、運転免許取得者等教育を次のとおり認定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 8 月 15 日

福岡県公安委員会

名称及び住所並びに 代表者の氏名	施設の名称及び所在地	課程の区分	課程の名称	認定年月日
有限会社久留米第一自動車 学校 久留米市山本町豊田1358番 地 1 中川 恵司	久留米第一自動車学校 久留米市山本町豊田 1358番地 1	3号課程	高齢者講習 同 等 課 程	令和 5 年 7月27日
株式会社大善寺自動車学校 久留米市大善寺南一丁目 3 番 3 号 福山 茂治	大善寺自動車学校 久留米市大善寺南一丁 目 3 番 3 号	3号課程	高齢者講習 同 等 課 程	令和 5 年 7月27日

福岡県公安委員会告示第187号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の規定に基づき、運転免許取得者等検査を次のとおり認定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 5 年 8 月 15 日

福岡県公安委員会

名称及び住所並びに 代表者の氏名	施設の名称及び所在地	方法の区分	方法の名称	認定年月日
有限会社久留米第一自動車 学校 久留米市山本町豊田1358番 地 1 中川 恵司	久留米第一自動車学校 久留米市山本町豊田 1358番地 1	運転技能検 査同等方法	認定運転 技能検査	令和 5 年 7月27日
株式会社大善寺自動車学校 久留米市大善寺南一丁目 3 番 3 号 福山 茂治	大善寺自動車学校 久留米市大善寺南一丁 目 3 番 3 号	運転技能検 査同等方法	認定運転 技能検査	令和 5 年 7月27日

海区漁業調整委員会

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第114号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、福岡県有明海区におけるアサリ資源の保護及び乱獲を防止するため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が試験研究のためにアサリを採捕する場合は、この限りではない。

令和 5 年 8 月 15 日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 半田 亮司

- 採捕の制限（じょれん及びふるいの目合の制限）
 - アサリを採捕するじょれんの縦目の目合は、内のり1.2センチメートル（3分9厘）以下のものを使用してはならない。
 - アサリを選別するふるいの縦目の目合は、内のり1.2センチメートル（3分9厘）以下のものを使用してはならない。
- 指示の適用海域
福岡県有明海区海面
- 指示の有効期間
令和 5 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日まで

福岡県豊前海区漁業調整委員会指示第72号

福岡県豊前海区における雑魚柵網の身網の設置場所について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 5 年 8 月 15 日

福岡県豊前海区漁業調整委員会会長 江口 猛

- 設置場所の指定
雑魚柵網の身網の設置場所を別表 1 から 5 のとおり指定する。
- 設置場所の変更等
雑魚柵網漁業を新たに営もうとする者は、その雑魚柵網の身網の設置場所について、又は雑魚柵網漁業を現在営んでいる者が、身網の設置場所を変更しようとする場合はその新たな設置場所について、当委員会の指定を受けなければならない。
- 指示の有効期間
令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで

福岡県豊前海区における地柵網の身網指定設置位置 (別表1)

漁業協同 組合名	支所名 (地区名)	地柵	指定設置位置(世界測地系)		指定設置位置(日本測地系)	
			北緯	東経	北緯	東経
豊前海北部	柄杓田	地 001	33° 57.068'	131° 1.290'	33° 56.868'	131° 1.430'
豊前海北部	柄杓田	地 002	33° 56.860'	131° 1.378'	33° 56.660'	131° 1.518'
豊前海北部	柄杓田	地 003	33° 56.660'	131° 1.373'	33° 56.460'	131° 1.513'
豊前海北部	柄杓田	地 004	33° 56.389'	131° 1.012'	33° 56.189'	131° 1.152'
豊前海北部	柄杓田	地 005	33° 56.357'	131° 1.704'	33° 56.157'	131° 1.844'
豊前海北部	柄杓田	地 006	33° 56.343'	131° 0.732'	33° 56.143'	131° 0.872'
豊前海北部	柄杓田	地 007	33° 56.214'	131° 0.771'	33° 56.014'	131° 0.911'
豊前海北部	柄杓田	地 008	33° 55.997'	131° 0.780'	33° 55.797'	131° 0.920'
豊前海北部	柄杓田	地 009	33° 55.684'	131° 0.673'	33° 55.484'	131° 0.813'
豊前海北部	柄杓田	地 010	33° 55.587'	131° 0.513'	33° 55.387'	131° 0.653'
豊前海北部	柄杓田	地 011	33° 55.521'	131° 0.615'	33° 55.321'	131° 0.755'
豊前海北部	柄杓田	地 012	33° 55.328'	131° 0.886'	33° 55.128'	131° 1.026'
豊前海北部	柄杓田	地 013	33° 55.025'	131° 0.908'	33° 54.825'	131° 1.048'
豊前海北部	柄杓田	地 014	33° 54.835'	131° 0.402'	33° 54.635'	131° 0.542'
豊前海北部	柄杓田	地 015	33° 54.829'	131° 0.729'	33° 54.629'	131° 0.869'
豊前海北部	柄杓田	地 016	33° 54.732'	131° 0.384'	33° 54.532'	131° 0.524'
豊前海北部	柄杓田	地 017	33° 54.495'	131° 1.111'	33° 54.295'	131° 1.251'
豊前海北部	柄杓田	地 018	33° 54.478'	131° 0.468'	33° 54.278'	131° 0.608'
豊前海北部	恒 見	地 019	33° 52.159'	131° 0.461'	33° 51.959'	131° 0.601'
豊前海北部	恒 見	地 020	33° 51.717'	130° 59.977'	33° 51.517'	131° 0.117'
豊前海北部	恒 見	地 021	33° 51.218'	130° 59.943'	33° 51.018'	131° 0.083'
豊前海北部	恒 見	地 022	33° 50.779'	130° 59.643'	33° 50.579'	130° 59.783'
豊前海北部	恒 見	地 023	33° 50.545'	131° 0.347'	33° 50.345'	131° 0.487'
豊前海北部	恒 見	地 024	33° 50.479'	130° 59.426'	33° 50.279'	130° 59.566'
豊前海北部	恒 見	地 025	33° 50.157'	130° 59.176'	33° 49.957'	130° 59.316'
豊前海北部	恒 見	地 026	33° 50.018'	130° 59.419'	33° 49.818'	130° 59.559'
豊前海北部	恒 見	地 027	33° 49.980'	130° 59.681'	33° 49.780'	130° 59.821'
豊前海北部	恒 見	地 028	33° 49.619'	131° 0.602'	33° 49.419'	131° 0.742'
豊前海北部	曾根	地 029	33° 50.040'	130° 59.013'	33° 49.840'	130° 59.153'
豊前海北部	曾根	地 030	33° 49.905'	130° 58.936'	33° 49.705'	130° 59.076'
豊前海北部	曾根	地 031	33° 49.635'	130° 58.911'	33° 49.435'	130° 59.051'
豊前海北部	曾根	地 032	33° 49.603'	130° 59.098'	33° 49.403'	130° 59.238'
豊前海北部	曾根	地 033	33° 49.456'	130° 59.093'	33° 49.256'	130° 59.233'
豊前海北部	曾根	地 034	33° 49.432'	130° 58.969'	33° 49.232'	130° 59.109'
豊前海北部	曾根	地 035	33° 49.184'	130° 59.255'	33° 48.984'	130° 59.395'
豊前海北部	曾根	地 036	33° 49.145'	130° 59.065'	33° 48.945'	130° 59.205'
豊前海北部	曾根	地 037	33° 49.794'	131° 0.516'	33° 49.594'	131° 0.656'
豊前海北部	苅田町	地 038	33° 49.323'	130° 59.876'	33° 49.123'	131° 0.016'
豊前海北部	苅田町	地 039	33° 49.128'	130° 59.536'	33° 48.928'	130° 59.676'
豊前海北部	苅田町	地 040	33° 47.608'	131° 1.412'	33° 47.408'	131° 1.552'
豊前海北部	苅田町	地 041	33° 47.079'	131° 1.852'	33° 46.879'	131° 1.992'
豊前海北部	苅田町	地 042	33° 46.880'	131° 1.299'	33° 46.680'	131° 1.439'
豊前海北部	苅田町	地 043	33° 46.706'	131° 2.082'	33° 46.506'	131° 2.222'
豊前海北部	苅田町	地 044	33° 46.404'	131° 1.142'	33° 46.204'	131° 1.282'
豊前海北部	苅田町	地 045	33° 46.323'	131° 2.289'	33° 46.123'	131° 2.429'
豊前海北部	苅田町	地 046	33° 46.098'	131° 1.769'	33° 45.898'	131° 1.909'
豊前海北部	苅田町	地 047	33° 46.037'	131° 1.242'	33° 45.837'	131° 1.382'
豊前海北部	苅田町	地 048	33° 45.904'	131° 1.007'	33° 45.704'	131° 1.147'
豊前海北部	蓑 島	地 049	33° 45.777'	131° 1.519'	33° 45.577'	131° 1.659'
豊前海北部	蓑 島	地 050	33° 45.758'	131° 1.223'	33° 45.558'	131° 1.363'

福岡県豊前海区における地柵網の身網指定設置位置

(別表2)

漁業協同 組合名	支所名 (地区名)	地柵	指定設置位置(世界測地系)		指定設置位置(日本測地系)	
			北緯	東経	北緯	東経
島		地 051	33° 45.525'	131° 1.607'	33° 45.325'	131° 1.747'
島		地 052	33° 45.515'	131° 1.117'	33° 45.315'	131° 1.257'
島		地 053	33° 45.494'	131° 1.324'	33° 45.294'	131° 1.464'
島		地 054	33° 45.246'	131° 1.656'	33° 45.046'	131° 1.796'
島		地 055	33° 45.187'	131° 1.441'	33° 44.987'	131° 1.581'
島		地 056	33° 45.082'	131° 1.261'	33° 44.882'	131° 1.401'
島		地 057	33° 44.902'	131° 1.804'	33° 44.702'	131° 1.944'
島		地 058	33° 44.889'	131° 1.338'	33° 44.689'	131° 1.478'
島		地 059	33° 44.850'	131° 1.548'	33° 44.650'	131° 1.688'
島		地 060	33° 44.589'	131° 1.886'	33° 44.389'	131° 2.026'
島		地 061	33° 44.521'	131° 1.656'	33° 44.321'	131° 1.796'
島		地 062	33° 44.454'	131° 1.501'	33° 44.254'	131° 1.641'
橋市	尾	地 063	33° 44.298'	131° 1.871'	33° 44.098'	131° 2.011'
橋市	尾	地 064	33° 44.250'	131° 1.647'	33° 44.050'	131° 1.787'
橋市	尾	地 065	33° 44.187'	131° 2.533'	33° 43.987'	131° 2.673'
橋市	尾	地 066	33° 43.998'	131° 1.854'	33° 43.798'	131° 1.994'
橋市	尾	地 067	33° 43.997'	131° 1.671'	33° 43.797'	131° 1.811'
橋市	尾	地 068	33° 43.840'	131° 1.572'	33° 43.640'	131° 1.712'
橋市	尾	地 069	33° 43.837'	131° 2.077'	33° 43.637'	131° 2.217'
橋市	井	地 070	33° 43.638'	131° 2.158'	33° 43.438'	131° 2.298'
橋市	井	地 071	33° 43.543'	131° 1.774'	33° 43.343'	131° 1.914'
橋市	井	地 072	33° 43.466'	131° 1.669'	33° 43.266'	131° 1.809'
橋市	井	地 073	33° 43.372'	131° 2.111'	33° 43.172'	131° 2.251'
橋市	井	地 074	33° 43.308'	131° 1.829'	33° 43.108'	131° 1.969'
橋市	井	地 075	33° 43.165'	131° 2.366'	33° 42.965'	131° 2.506'
橋市	井	地 076	33° 43.110'	131° 1.777'	33° 42.910'	131° 1.917'
橋市	井	地 077	33° 43.055'	131° 1.894'	33° 42.855'	131° 2.034'
橋市	井	地 078	33° 42.958'	131° 2.450'	33° 42.758'	131° 2.590'
橋市	井	地 079	33° 42.833'	131° 1.988'	33° 42.633'	131° 2.128'
橋市	井	地 080	33° 43.472'	131° 3.163'	33° 43.272'	131° 3.303'
橋市	童	地 081	33° 43.102'	131° 3.442'	33° 42.902'	131° 3.582'
橋市	童	地 082	33° 42.960'	131° 2.691'	33° 42.760'	131° 2.831'
橋市	童	地 083	33° 42.819'	131° 3.738'	33° 42.619'	131° 3.878'
橋市	童	地 084	33° 42.664'	131° 2.074'	33° 42.464'	131° 2.214'
橋市	童	地 085	33° 42.566'	131° 3.942'	33° 42.366'	131° 4.082'
橋市	童	地 086	33° 42.564'	131° 2.815'	33° 42.364'	131° 2.955'
橋市	童	地 087	33° 42.546'	131° 2.429'	33° 42.346'	131° 2.569'
橋市	童	地 088	33° 42.478'	131° 2.157'	33° 42.278'	131° 2.297'
橋市	童	地 089	33° 42.411'	131° 3.262'	33° 42.211'	131° 3.402'
橋市	童	地 090	33° 42.330'	131° 2.240'	33° 42.130'	131° 2.380'
橋市	童	地 091	33° 42.189'	131° 4.297'	33° 41.989'	131° 4.437'
橋市	童	地 092	33° 42.173'	131° 2.824'	33° 41.973'	131° 2.964'
橋市	童	地 093	33° 42.144'	131° 2.383'	33° 41.944'	131° 2.523'
橋市	童	地 094	33° 41.942'	131° 2.645'	33° 41.742'	131° 2.785'
橋市	童	地 095	33° 41.810'	131° 2.815'	33° 41.610'	131° 2.955'
橋市	童	地 096	33° 41.381'	131° 3.386'	33° 41.181'	131° 3.526'
橋市	童	地 097	33° 41.740'	131° 3.285'	33° 41.540'	131° 3.425'
築	西八田	地 098	33° 41.618'	131° 3.072'	33° 41.418'	131° 3.212'
築	西八田	地 099	33° 41.409'	131° 3.712'	33° 41.209'	131° 3.852'
築	西八田	地 100	33° 41.261'	131° 3.495'	33° 41.061'	131° 3.635'

福岡県豊前海区における地柵網の身網指定設置位置 (別表3)

漁業協同 組合名	支所名 (地区名)	地柵	指定設置位置(世界測地系)		指定設置位置(日本測地系)	
			北緯	東経	北緯	東経
豊築	椎田町	地101	33° 41.228'	131° 3.843'	33° 41.028'	131° 3.983'
豊築	椎田町	地102	33° 41.160'	131° 4.125'	33° 40.960'	131° 4.265'
豊築	椎田町	地103	33° 41.148'	131° 3.545'	33° 40.948'	131° 3.685'
豊築	椎田町	地104	33° 40.971'	131° 3.606'	33° 40.771'	131° 3.746'
豊築	椎田町	地105	33° 40.858'	131° 4.105'	33° 40.658'	131° 4.245'
豊築	椎田町	地106	33° 40.835'	131° 3.744'	33° 40.635'	131° 3.884'
豊築	椎田町	地107	33° 40.660'	131° 3.814'	33° 40.460'	131° 3.954'
豊築	椎田町	地108	33° 40.658'	131° 4.137'	33° 40.458'	131° 4.277'
豊築	椎田町	地109	33° 40.491'	131° 4.341'	33° 40.291'	131° 4.481'
豊築	椎田町	地110	33° 40.350'	131° 4.043'	33° 40.150'	131° 4.183'
豊築	椎田町	地111	33° 40.186'	131° 4.756'	33° 39.986'	131° 4.896'
豊築	椎田町	地112	33° 40.155'	131° 4.193'	33° 39.955'	131° 4.333'
豊築	椎田町	地113	33° 39.944'	131° 4.346'	33° 39.744'	131° 4.486'
豊築	椎田町	地114	33° 39.894'	131° 4.940'	33° 39.694'	131° 5.080'
豊築	椎田町	地115	33° 39.732'	131° 4.500'	33° 39.532'	131° 4.640'
豊築	椎田町	地116	33° 39.342'	131° 4.745'	33° 39.142'	131° 4.885'
豊築	椎田町	地117	33° 39.300'	131° 5.499'	33° 39.100'	131° 5.639'
豊築	椎田町	地118	33° 39.155'	131° 5.031'	33° 38.955'	131° 5.171'
豊築	椎田町	地119	33° 38.925'	131° 5.085'	33° 38.725'	131° 5.225'
豊築	椎田町	地120	33° 38.745'	131° 5.162'	33° 38.545'	131° 5.302'
豊築	松江浦	地121	33° 38.381'	131° 6.198'	33° 38.181'	131° 6.338'
豊築	松江浦	地122	33° 38.305'	131° 6.293'	33° 38.105'	131° 6.433'
豊築	松江浦	地123	33° 38.235'	131° 6.383'	33° 38.035'	131° 6.523'
豊築	松江浦	地124	33° 38.180'	131° 6.121'	33° 37.980'	131° 6.261'
豊築	松江浦	地125	33° 38.152'	131° 5.632'	33° 37.952'	131° 5.772'
豊築	松江浦	地126	33° 38.018'	131° 5.728'	33° 37.818'	131° 5.868'
豊築	松江浦	地127	33° 37.852'	131° 5.910'	33° 37.652'	131° 6.050'
豊築	松江浦	地128	33° 37.735'	131° 6.108'	33° 37.535'	131° 6.248'
豊築	松江浦	地129	33° 37.670'	131° 6.323'	33° 37.470'	131° 6.463'
豊築	八屋	地130	33° 38.385'	131° 6.856'	33° 38.185'	131° 6.996'
豊築	八屋	地131	33° 37.887'	131° 7.022'	33° 37.687'	131° 7.162'
豊築	八屋	地132	33° 37.859'	131° 6.862'	33° 37.659'	131° 7.002'
豊築	八屋	地133	33° 37.686'	131° 6.565'	33° 37.486'	131° 6.705'
豊築	宇島	地134	33° 38.174'	131° 7.792'	33° 37.974'	131° 7.932'
豊築	宇島	地135	33° 38.069'	131° 7.818'	33° 37.869'	131° 7.958'
豊築	宇島	地136	33° 37.910'	131° 9.025'	33° 37.710'	131° 9.165'
豊築	宇島	地137	33° 37.877'	131° 8.315'	33° 37.677'	131° 8.455'
豊築	宇島	地138	33° 37.786'	131° 8.648'	33° 37.586'	131° 8.788'
豊築	宇島	地139	33° 37.720'	131° 9.273'	33° 37.520'	131° 9.413'
豊築	宇島	地140	33° 37.630'	131° 9.564'	33° 37.430'	131° 9.704'
豊古		地141	33° 37.642'	131° 9.812'	33° 37.442'	131° 9.952'
豊古		地142	33° 37.692'	131° 10.001'	33° 37.492'	131° 10.141'
豊古		地143	33° 37.764'	131° 10.203'	33° 37.564'	131° 10.343'

福岡県豊前海区における中柵網の身網指定設置位置 (別表4)

漁業協同 組合名	支所名 (地区名)	中柵	指定設置位置(世界測地系)		指定設置位置(日本測地系)	
			北緯	東経	北緯	東経
行橋市	長井	中001	33° 44.060'	131° 3.177'	33° 43.860'	131° 3.317'
行橋市	長井	中002	33° 43.910'	131° 3.518'	33° 43.710'	131° 3.658'
行橋市	稲童	中003	33° 42.478'	131° 4.788'	33° 42.278'	131° 4.928'
行橋市	稲童	中004	33° 42.883'	131° 4.443'	33° 42.683'	131° 4.583'
行橋市	稲童	中005	33° 43.213'	131° 4.122'	33° 43.013'	131° 4.262'
行橋市	稲童	中006	33° 43.500'	131° 3.866'	33° 43.300'	131° 4.006'
行橋市	稲童	中007	33° 43.833'	131° 3.615'	33° 43.633'	131° 3.755'
豊築	西八田	中008	33° 42.284'	131° 4.838'	33° 42.084'	131° 4.978'
豊築	西八田	中009	33° 42.161'	131° 4.956'	33° 41.961'	131° 5.096'
豊築	松江浦	中010	33° 39.389'	131° 6.935'	33° 39.189'	131° 7.075'
豊築	松江浦	中011	33° 39.286'	131° 6.814'	33° 39.086'	131° 6.954'
豊築	松江浦	中012	33° 39.227'	131° 7.050'	33° 39.027'	131° 7.190'
豊築	松江浦	中013	33° 39.085'	131° 6.741'	33° 38.885'	131° 6.881'
豊築	松江浦	中014	33° 39.009'	131° 6.824'	33° 38.809'	131° 6.964'
豊築	八屋	中015	33° 38.789'	131° 7.104'	33° 38.589'	131° 7.244'
豊築	宇島	中016	33° 38.447'	131° 8.680'	33° 38.247'	131° 8.820'
豊築	宇島	中017	33° 38.432'	131° 8.846'	33° 38.232'	131° 8.986'
豊築	宇島	中018	33° 38.422'	131° 9.108'	33° 38.222'	131° 9.248'
豊築	宇島	中019	33° 38.406'	131° 9.590'	33° 38.206'	131° 9.730'
豊築	宇島	中020	33° 38.405'	131° 9.352'	33° 38.205'	131° 9.492'
豊築	宇島	中021	33° 38.393'	131° 9.815'	33° 38.193'	131° 9.955'
豊築	宇島	中022	33° 38.393'	131° 10.149'	33° 38.193'	131° 10.289'
豊築	宇島	中023	33° 38.372'	131° 10.372'	33° 38.172'	131° 10.512'

福岡県豊前海区における沖柵網の身網指定設置位置 (別表5)

漁業協同 組合名	支所名 (地区名)	沖柵	指定設置位置(世界測地系)		指定設置位置(日本測地系)	
			北緯	東経	北緯	東経
豊前海北部	柄杓田	沖001	33° 53.755'	131° 1.343'	33° 53.555'	131° 1.483'
豊前海北部	柄杓田	沖002	33° 53.469'	131° 1.345'	33° 53.269'	131° 1.485'
豊前海北部	柄杓田	沖003	33° 52.900'	131° 1.329'	33° 52.700'	131° 1.469'
豊前海北部	柄杓田	沖004	33° 52.707'	131° 1.320'	33° 52.507'	131° 1.460'
豊前海北部	恒見	沖005	33° 52.240'	131° 1.881'	33° 52.040'	131° 2.021'
豊前島		沖006	33° 46.809'	131° 4.386'	33° 46.609'	131° 4.526'
豊前島		沖007	33° 45.745'	131° 4.903'	33° 45.545'	131° 5.043'
豊築	宇島	沖008	33° 43.000'	131° 8.660'	33° 42.800'	131° 8.800'
豊築	宇島	沖009	33° 42.800'	131° 8.960'	33° 42.600'	131° 9.100'
豊築	宇島	沖010	33° 42.500'	131° 9.360'	33° 42.300'	131° 9.500'
豊築	宇島	沖011	33° 42.200'	131° 9.760'	33° 42.000'	131° 9.900'
豊築	宇島	沖012	33° 41.900'	131° 10.060'	33° 41.700'	131° 10.200'
豊築	宇島	沖013	33° 41.600'	131° 10.460'	33° 41.400'	131° 10.600'

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第5条第1項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

公告

障がい者を対象とする福岡県職員採用選考試験を別表のとおり実施する。

令和5年8月8日

福岡県人事委員会委員長 山 口 幸 雄

令和 5 年度障がい者を対象とする福岡県職員採用選考試験

試験区分	勤務先及び職務内容	受 験 資 格	試験日		選考種目	試験地	合格者発表		受付期間	申込用紙等の配布場所	試験の申込先	そ の 他
							発表日	発表の方法				
行政	知事部局（本庁又は出先機関）、各行政委員会事務局（公安委員会を除く。）、議会事務局又は企業局において事務に従事	平成 6 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日までに生まれた者で、次のいずれかに該当する者 ア 身体障害者福祉法第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受け、その障がい程度が 1 級から 6 級までの者 イ 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者 ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	第 1 次	10 月 22 日	教養試験	福岡市 久留米市 飯塚市 北九州市	第 1 次	11 月上旬	①持参又は郵送の場合は、令和 5 年 9 月 4 日から令和 5 年 9 月 22 日まで なお、郵送による申込みは令和 5 年 9 月 22 日までの消印のあるものに限る。 ②インターネットの場合は、令和 5 年 9 月 4 日から令和 5 年 9 月 19 日 21 時まで	①福岡県人事委員会事務局 ②福岡県庁 1 階総合案内、県民情報センター ③地区県民情報コーナー（北九州、筑後、筑豊、京築） ④アクロス福岡 2 階 文化観光情報ひろば ⑤クローバープラザ 1 階 総合案内 ⑥県内の保健福祉環境事務所及び保健福祉事務所 ※①については郵送による申込用紙の請求もできる。	福岡県人事委員会事務局	この試験の問合せは、福岡県人事委員会事務局に行うこと。 試験の詳細については、別に試験案内を交付する。
教育行政	教育委員会事務局、県立学校又は市町村（福岡市及び北九州市を除く。）立小・中・義務教育・特別支援学校において事務に従事											
警察行政	警察本部又は警察署等において事務に従事		第 2 次	12 月上旬	作文試験 人物試験 資格調査	福岡市	最 終	12 月下旬				

(注) 地方公務員法第 16 条に該当する者、日本国籍を有しない者は、上表の採用試験を受けることはできない。